

重要事項説明書（契約概要）

- 「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

●基本事項

<保険商品の名称>

正式名称	無解約返戻金型がん療養保険(10)
ペットネーム	がんベスト・ゴールド

<保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法 等>

お申込みいただく保険契約のご契約内容については、提案書や申込書でご確認ください。

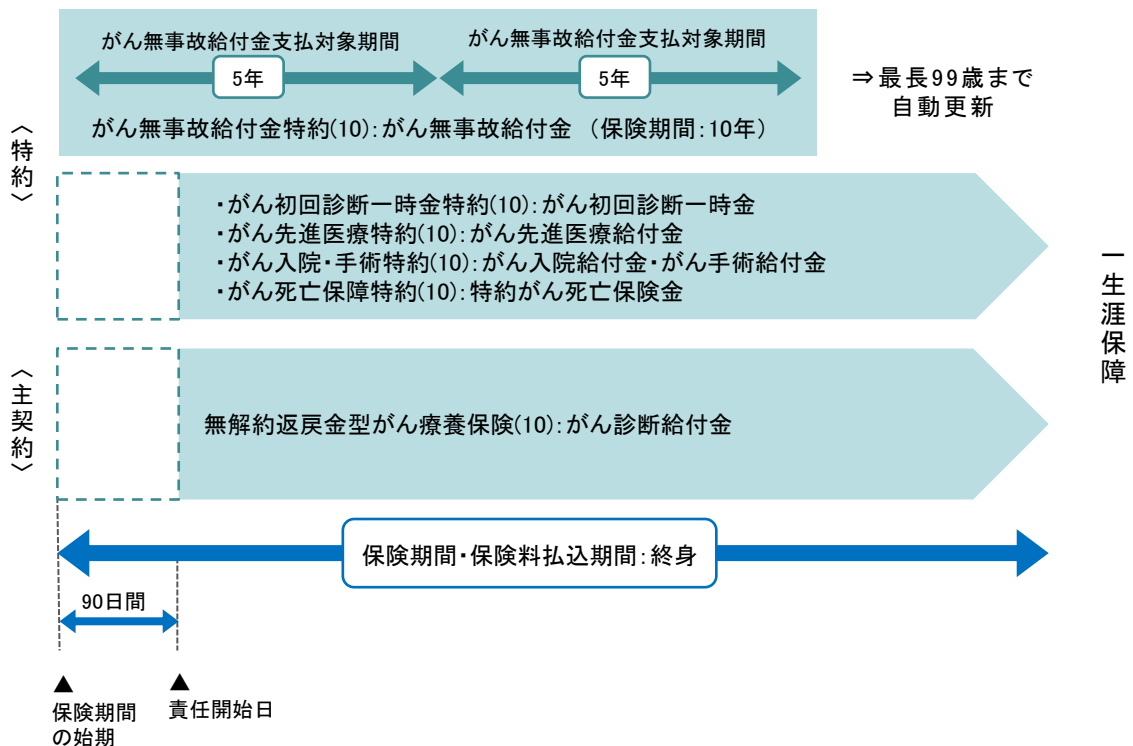
<保険料>

保険料は、被保険者の性別、ご契約年齢、保険料払込方法等によって異なります。個別の保険料については提案書や申込書でご確認ください。

●保険商品の特長

- ・ 治療費が高額になりがちながんに対する保障を一生にわたり確保することができる商品です。
- ・ 各種特約を付加することにより、がん先進医療やがん入院・手術など、保障内容を充実させることができます。

《しくみ図》 保険料払込期間：終身の場合



<がんに関する保障の責任開始日(期)>

がんに関する保障については、保険期間の始期から91日目に開始されます。

「がん初回診断一時金特約(10)」、「がん先進医療特約(10)」、「がん入院・手術特約(10)」、「がん死亡保障特約(10)」も同様です。

2. 主契約の保障内容について

●保障内容

お支払いする給付金	支払事由	給付金額	受取人
がん診断給付金	責任開始日(または復活日)以後の保険期間中に、 <u>がん</u> と診断確定されたとき	がん診断給付金額	被保険者
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に <u>死亡</u> したとき	がん診断給付金額×10%	死亡給付金受取人

給付金のお支払いには所定の免責事由があります。詳細は、『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

●給付金のお支払いについての留意事項

がん診断給付金	<p>被保険者が、がん診断給付金の支払事由に該当した最後の診断日(以下「前回のがん診断給付金支払事由該当日」。)から2年経過後、再びがん診断給付金の支払事由に該当したときは、保険期間中であれば何度でもお支払いします。(2年に1回を限度)</p> <p>また、前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年以内にがん診断給付金の支払事由に新たに該当し、その後次に次のいずれかに該当した場合には、がん診断給付金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に、がんの治療を目的とした入院を継続しているとき ② 前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、がんの治療を目的とした入院を開始したとき ③ 前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、がんの治療を目的とした通院をしたとき 				
死亡給付金	<p>死亡給付金のお取扱いは以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>全期払</td> <td>保険期間を通じて死亡給付金はありません。</td> </tr> <tr> <td>短期払</td> <td> 保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約のがん診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。</p>	全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。	短期払	保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約のがん診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。
全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。				
短期払	保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約のがん診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。				

【ご注意】

- ・ 支払対象となる「がん」につきましては、『無解約返戻金型がん療養保険(10)普通保険約款 (別表5)対象となる悪性新生物および上皮内新生物(「がん」)』をご参照ください。
- ・ 被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

●保険料の払込免除

保険料払込免除事由	保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態(*)に該当したとき
	保険期間の始期以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態(*)に該当したとき
	責任開始日(または復活日)以後の保険料払込期間中に初めてがんと診断確定されたとき

保険料の払込免除には所定の免責事由があります。詳細は、『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

- (*) 所定の高度障害状態および身体障害状態については、『無解約返戻金型がん療養保険(10)普通保険約款 (別表3)対象となる高度障害状態、(別表4)対象となる身体障害の状態』をご参照ください。

3. 付加できる特約について

主契約には、以下の特約を付加することができます。ただし、ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。各特約についての詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

特約名	お支払いする 保険金・給付金	支払事由	支払額・支払限度
がん初回診断一時金特約(10)	がん初回診断一時金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>初めてがんと診断確定</u> されたとき	がん初回診断一時金額
がん先進医療特約(10)	がん先進医療給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、つぎのすべてを満たす <u>療養を受けた</u> とき ① この特約の責任開始日(または復活日)以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること ② 先進医療による療養であること	先進医療による療養に係る技術料に応じた所定の金額 【支払限度】 1療養：500万円 通算：1,500万円
がん入院・手術特約(10)	がん入院給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>がんと診断確定</u> され、その治療を目的として <u>入院した</u> とき	がん入院給付金日額 × 入院日数
	がん手術給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>がんと診断確定</u> され、その治療を目的として <u>所定の手術を受けた</u> とき	手術1回につき がん入院給付金日額 × 20
がん死亡保障特約(10)	特約がん死亡保険金	責任開始日(または復活日)以後に診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の保険期間中に <u>死亡した</u> とき	特約がん死亡保険金額
がん無事故給付金特約(10)	がん無事故給付金	被保険者がこの特約の5年ごとの対象期間満了時に <u>生存し</u> 、かつ、対象期間中に、 <u>がん診断給付金が支払われなかった</u> とき	がん無事故給付金額
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	責任開始日(または復活日)以後に診断確定されたがんを直接の原因として、 <u>余命6か月以内</u> と判断されたとき	指定保険金額から所定の金額を差し引いた金額

特約名	お取扱内容
指定代理請求人特約	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された <u>指定代理請求人が請求</u> を行うことができます。
5年ごと利差配当付年金払特約	特約がん死亡保険金の全部または一部を一時金ではなく、 <u>年金で受取る</u> ことができます。なお、将来お受取りいただく年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出します。

【ご注意】

主契約の保険料のお払込みが免除される場合には、付加されている特約の保険料のお払込みも免除されます。ただし、「がん初回診断一時金特約(10)」が付加されている場合、主契約が「責任開始日以後の保険料払込期間中に初めてがんと診断確定されたとき」に該当したことにより保険料のお払込みが免除される場合には、同特約は、がん初回診断一時金をお支払いし消滅します。

●給付金等のお支払いについての留意事項

がん先進医療特約(10)	<ul style="list-style-type: none"> 給付金の支払対象となる先進医療については、ご契約のしおり・約款の『<u>がん先進医療特約条項(10) (別表4)先進医療</u>』をご参照ください。 「がん先進医療給付金」としてお支払いする所定の金額については、ご契約のしおり・約款の『<u>がん先進医療特約条項(10) (別表6)給付金額表</u>』をご参照ください。
リビング・ニーズ特約	<ul style="list-style-type: none"> 「がん死亡保障特約(10)」を付加した場合に限り、この特約を付加することができます。 特定状態保険金額は、指定保険金額(「がん死亡保障特約(10)」のがん特約死亡保険金額の範囲内、かつ3,000万円以下)から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額になります。
5年ごと利差配当付年金払特約	「がん死亡保障特約(10)」を付加した場合に限り、この特約を付加することができます。

4. 契約者配当金について

- この保険に配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。
- ご契約が継続している場合は、契約者配当金は所定の利息をつけて積み立てます。
- 契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

5. 解約返戻金について

- 主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中の解約 : 解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後の解約 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約のがん診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。

※ 「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

- 特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6. 保険契約の更新について

「がん無事故給付金特約(10)」のみ、保険期間満了日の2か月前までにご契約を継続しない旨のお申出のない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます。

- 更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢および更新時に適用される保険料率によって計算されます。
- 保険期間は原則として更新前の保険期間と同一です。

【ご注意】

保険料払込免除となった場合には、更新のお取扱いをいたしません。

■ [一社]生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は[一社]生命保険協会です。

詳細は「重要事項説明書(注意喚起情報)」の『12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先』をご確認ください。

■ ご相談・ご照会・苦情等の受付先

当社のご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間: 月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

<引受保険会社> AIG富士生命保険株式会社 本社:東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆ ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日から起算して**14日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合には、お払込みいただいた保険料を全額お返しします。
- ◆ 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

2. 健康状態や職業等の告知義務について

《告知義務について》

- ご契約者や被保険者には当社がおたずねする健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。
- **過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**
- 医師の診察を受けられた結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

《生命保険募集人への告知について》

- 告知を受領する権限は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお知らせいただいただけでは告知いただいたことにはなりません。

《傷病歴等がある場合の引受対応について》

- ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

《告知が事実と相違する場合》

- ◆ **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **責任開始日(復活日)から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除したときは、たとえ給付金等の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。**また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。(ただし、「給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。)
- 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたとき」、当社はご契約または特約を解除することができません。(ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約または特約を解除することができます。)
- ご契約または特約を解除したとき、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- ◆ **上記のご契約または特約を解除した場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。**
- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日(復活日)から2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、**すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

3. 保障の責任開始期について

責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

◆ お申込みいただいたご契約の引受けを当社が承諾した場合は、がんに関する保障の責任開始期は以下のようになります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時(※)」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した翌日
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	この契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した翌日

(※) 第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、「第1回保険料を当社が受け取った時」となります。

ただし、主契約の保険料払込免除は、次表のいずれかの事由に該当した場合には、保険期間の始期から保障が開始されます。(保険料の払込免除については、契約概要2ページをご参照ください。)

- ① 保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当したとき
- ② 保険期間の始期以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当したとき

4. 給付金等をお支払いできない場合等

つぎのような場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

◆ 免責事由に該当した場合

例:ご契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき

◆ 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

・ 被保険者が告知前または告知の時から責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人がその事実を知っているかいないかにかかわらず保険契約を無効とし、給付金等はお支払いできません。

◆ 疾病や不慮の事故等が保険期間の始期前に生じている場合

・ 保険料のお払込みの免除は、その原因となる疾病や不慮の事故等が保険期間の始期以後に生じた場合に限りません。

◆ 正しく告知いただかなかったため、ご契約または特約が解除された場合

◆ 重大事由により解除された場合

・ 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

◆ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

◆ 保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

◆ 給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

5. 契約確認・保険金給付金確認制度について

◆ 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後、または給付金等のご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただきます。

6. 払込猶予期間とご契約の効力

◆ 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

◆ 払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、**ご契約の効力はなくなります(失効)**。

◆ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から末日までとなります。払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は責任開始日にさかのぼって無効となります。

7. 効力を失ったご契約の復活

- ◆ 効力を失ったご契約でも、失効日から**1年以内**であればご契約の復活をお申込みいただけます。
- ◆ この場合、改めて告知または診査をしていただき、失効していた期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。(ただし、健康状態などによっては復活ができないことがあります。)
- ◆ 当社が復活を承諾した場合には、「延滞保険料を当社が受け取った時(告知前に受け取った時は告知の時)」と「失効前の責任開始期」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

8. ご契約の解約と解約返戻金

- ◆ お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、お払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。

9. 現在のご契約を解約・減額等して、新たにご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。)して新たにご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

《現在のご契約についての留意事項》

- 多くの場合、**解約返戻金はお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。**特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- 新たにご契約が解除となったとしても、**解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります(解約された場合は元に戻すことはできません)。**

《新たにご契約についての留意事項》

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、お引受けできない場合があります。
- 新たにご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たにご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 新たにご契約の責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、約款に特に定めがあるときを除いて、給付金等のお支払いができません。
- 保険契約者または死亡給付金受取人の故意により被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡した場合には、給付金等をお支払いできません。
- 告知前または告知の時から新たにご契約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合には、ご契約は無効となります。

10. 給付金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
受付時間:月～金(祝日・年末年始を除きます。)9時～12時、13時～17時
ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>

11. 給付金等のご請求について

- ◆ 給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(募集人、最寄りの支店または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。
- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。**
- ◆ ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- ◆ 給付金等の代理請求について
 - ・ 被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、あらかじめ指定された指定代理請求人が代わりにご請求いただけます。
 - ・ **ご契約者は代理請求人となられる方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。**

12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◆ (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
- ◆ 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては当社の総合サービスセンターへご連絡ください。

AIG富士生命総合サービスセンター: TEL 0120-211-901
受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除きます) 9時～17時